

議題 4 (仮称) 新環境基本計画の策定にかかる環境教育・環境学習マスタープランの取扱いについて

1 趣旨

令和 3 (2021) 年度末をもって計画期間が終了する『横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン (以下、「マスタープラン」という)』について、(仮称) 新環境基本計画 (以下、「新基本計画」という) の策定とあわせて検討することとしています。

環境教育・環境学習ネットワーク会議 (以下、「ネットワーク会議」という) 第 6 期では、新基本計画の策定に伴うマスタープランの取扱いについて、構成員のみなさまから、現行マスタープラン終了後の環境教育・環境学習の推進に関するご意見、アドバイスなどをいただくことを目的として、会議を開催したいと考えています。

2 新しい『環境教育・環境学習』に関する計画について

(1) 次期マスタープランについて

マスタープランは、横須賀市環境基本計画 (2011～2021) (以下、「環境基本計画」という) の分野別計画 (下位計画)、及び「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (以下、「法」という)」第 8 条に掲げる行動計画として位置付け、本市の環境教育・環境学習の推進に関する基本的な考えとその方向性などを定めたもので、平成 20 (2008) 年 3 月に策定、平成 28 (2016) 年 3 月に見直しを行いました。

今回は、上位計画である新基本計画の策定 (令和 3 (2021) 年度末) にあわせて、令和 15 (2033) 年度 (12 年間) に向けた本市の環境教育・環境学習のあるべき姿などを検討します。

(2) 次期マスタープランの位置付け

引き続き、環境基本計画の分野別計画 (下位計画)、及び法第 8 条に基づく行動計画として位置付けますが、現行マスタープランのような独立した冊子は作成せず、市環境基本条例第 16 条 (教育及び学習の振興等) に整合し、環境基本計画に掲げる基本目標の 1 つとすることを検討しています (現行計画では、環境基本計画の基本目標 5 に掲げる施策の分野の 1 つ)。

(3) 基本的な考え方について

① 検討体制

「環境教育・環境学習」を新基本計画の基本目標の 1 つとして位置付けることを念頭に、環境教育・環境学習の推進に関する基本的な考え方 (現行マスタープランにおける「基本目標」や「基本方針」) は、環境審議会で審議します。

ネットワーク会議は、環境審議会と並行して、目標や方針を達成するための施策の方向性や具体的な取り組み*を検討するなど、新基本計画の内容の充実を図る役割・機能を担っていただきたいと思います。

* 環境教育・環境学習の推進に関して、具体的な事務事業等を把握するため、別途、庁内組織である『環境総合政策会議』を活用します。

